

第76回長崎県個人情報保護審査会会議録

1. 会議の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年8月9日(水) 午前10時から正午まで
- (2) 場所 長崎市出島町12-20 長崎タクシー会館 4階会議室

2. 出席した委員の氏名

堀江憲二会長、小林透委員、小松文子委員、長尾久美子委員、武藤智浩委員

3. 出席した事務局職員

県民センター 田中センター長、荒川補佐、荒木係長、中西主任主事

4. 出席した実施機関職員

管財課 荒木企画監、山道補佐、川野主任
県庁舎建設課 高屋参事、今里主任、中村主事
県警察本部装備施設課 平戸課長、野原補佐、山中係長
県警察本部情報公開センター 浅海室長
雇用労働政策課 川口総括、荒川補佐

5. 会議に付した案件の名称

- (1) 諮問(制)第28・29号事案の審議
個人情報の収集について(新県庁舎への防犯カメラの導入関係)
- (2) 諮問(制)第27・30~33号事案の審議
個人情報の収集について(県有施設等において防犯カメラ等により個人情報を収集する事務の類型事項化について)
- (3) 諮問(不)第15号事案の審議
「保有個人情報不開示決定通知書(公文書不存在)」にかかる保有個人情報不訂正決定に対する審査請求

6. 会議結果

- (1) 諮問(制)第28・29号事案の審議
諮問事案について了承された。本日の審議内容を踏まえ、事務局で答申案を作成し、会長一任で決定することになった。

(2) 諮問（制）第 27・30～33 号事案の審議

諮問事案について了承された。本日の審議内容を踏まえ、事務局で答申案を作成し、会長一任で決定することになった。

(3) 諮問（不）第 15 号事案の審議

事務局から前回までの審議内容を説明後、実施機関から事案の説明がなされ、質疑応答を行い、事案の審議を行った。次回の審査会において、答申の審議を行うこととなった。

7. 議事内容

(1) 諮問（制）第 28・29 号事案の審議

ア 概要説明

事務局から諮問事項及び条例の概要説明を行った。

イ 実施機関説明

実施機関から諮問事項について具体的に説明を行った。

ウ 実施機関質疑及び審議

（堀江会長）

ありがとうございました。それでは審議に入ります。今の実施機関の説明に対して質疑等をお願いします。

（長尾委員）

県警本部の施設管理カメラについてお尋ねします。この訓令の中に交番とか含まれておりますけど、県警本部の新しい庁舎以外は、それぞれのところで管理されるということですか。

（県警察本部）

そうです。

（長尾委員）

集中管理ではないということですね。それから、もう一つ。第 12 条の複製データというところがございますが、複製データの申請者はどういう方を想定しておりますか。それから、12 条の 3 の「複製データを更に複製しないよう指導を徹底する」というふうにしておられますけど、具体的にどういうふうな対応策を考えておられるのか、お尋ねします。

（県警察本部）

お答えいたします。まず、複製データの申請者についてのお尋ねでございますが、通常ありうるのは、警察の庁舎に、物を投げたりされる事案がございまして、いわゆる器物損

壊というものです。データを複製するという意味合いは、いわゆる犯罪の立証に使う場面もございます。ですので、例えば、申請自体は、犯罪の捜査部門から、あるいは施設の管理という面では、例えば、セキュリティゲートを新庁舎につけるわけですが、そのセキュリティゲートが動かなくなって、人が滞留してしまった等がございましたら、原因追及のために施設管理の者が管理者に対して申請をするというイメージを持っております。

それから、「更に複製しないように指導を徹底する」ということに関しましては、個人情報保護の意味合いで、複製を膨らませないようにということでございます。基本的には、施設管理を目的としたカメラでございますので、データを複製することは、事が起きない限りはありえないことですが、何か必要が生じた場合、当然複製をし、犯罪の証拠となりうる場合がございます。そういうデータはコピーをするわけですが、それから先をしないように、その管理を厳重にしましょうという意味合いで、規定を盛り込んでおります。以上です。

(小松委員)

県警の施設管理カメラですが、本件の収集の制限における第7条第7号の解釈運用のところの22頁の「公安委員会及び警察本部長の警察業務における例外を定める」と書いてあるのですが、ここの関係はどうなっているのでしょうか。

(県警察本部)

条例第7条第7号と本件の差異についてご説明いたします。今回、新庁舎に設置する監視カメラにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、施設の管理、維持等の事務を設置目的としておりますが、当然、犯罪の捜査等に使用するという側面もございますので、そちらの場合には、第8条、利用という条項がございますが、第8条第2項第5号、目的外での利用、設置目的は庁舎の管理維持ですが、犯罪捜査という別の事務がございます。その別の事務にかかる利用につきましては、第8条第5号で、法令等の定める事務、刑事訴訟法という法律に定める事務ですが、その事務を遂行するのに必要な限度内で、内部で管理するという整理を行っているというところでございます。

(小松委員)

7号は犯罪の捜査なので、今回の施設管理とは直接は関係ないということですか。

(県警察本部)

そうですね。今回の設置目的の中では、犯罪の捜査までのカバーをした設置目的ではないという整理になります。

(小松委員)

例えば、防犯の目的であれば、利用目的を問わずに、カメラを設置できるはずですがけれども、防犯目的ではない、施設の管理のためのものと、利用目的を出さないといけないと私は理解しておりますので、そこがどうなるのかと。

確か目的が明らかである場合は、目的を知らせなくてもいいと思うのですが、今回、その問題はないのでしょうか。利用目的を個人に知らせなくていいのでしょうか。いわゆる入退室する一般の人達が撮られるわけですよね。その人達に目的を公表する必要はないのでしょうか。何のために撮っているのかを知らせなければならないはずですがけれども。

個人情報利用目的は、収集するときに個人に知らせなければならないですよね。防犯のためならいいですよというのが一般的な考え方だと思うのですが、施設の管理のためにと違うのかなと思ひまして。7号の中に入るのであれば、いいんだろうなと思ったのですが。

(県警察本部)

犯罪の予防、鎮圧、捜査、被疑者の逮捕とか、7号に整理されている目的がございます。われわれの整理としては、例えば、街頭の防犯カメラは、いわゆる防犯ですので、こういう諮問の場にもお出しすることなく、目的がしっかりしているので、付けております。一方、今日、われわれがここに諮問に諮らせていただいたのは、そういう防犯の目的もありつつ、施設を捉えるカメラが、一般の方の容姿も写りこんでいくので、そこはいわゆる防犯か施設管理かという二者択一ではなくて、いわゆる7号に該当しない目的も含むということで、この諮問に諮らせていただいて、委員のご意見を聞きたくったところでございます。

(小松委員)

利用目的を公表する必要があるのではないかとということで懸念があるわけで、その必要がないという根拠があるのであればいいのですけれども、その根拠が見つからないので。

(堀江会長)

7号で設置する場合、また別の趣旨でどこに設置するかを、警察の方で考えて設置すればいいのであって、今回は、庁舎管理を主体として、8号で設置しますよと、その議論でいいのではないのでしょうか。

(小松委員)

その場合に、利用者には利用目的を提示しなくていいのでしょうか。

(堀江会長)

8号で説明してきているのでしょ。

(小松委員)

8号だとしたら、利用者に利用目的を、例えば施設管理のためにカメラを動かしていますというふうに利用者にわかるように表示することが必要になるのだと理解しております。

(堀江会長)

それは、警察棟だけでなく、行政棟も同じですよ。8号で設置するというのを、県庁の利用者に知らしめる必要があるかどうかという問題ですか。

(小松委員)

防犯のためであれば不要だと私は理解しているのですが。防犯ではないので。

(堀江会長)

7号は抜きにして、8号として考えた場合でしょう。

(小松委員)

8号として考えれば必要なのかなと。利用目的をきちんと提示するということですよ。

(県警察本部)

利用目的を明示するということだと、条例第6条の個人情報取扱事務登録簿という条項がございます、こちらの方に、今回の施設のカメラにつきましては、どういう利用目的で利用しますというのは当然うたい込みをいたします。今、ご説明した内容で作成するのですが、特殊な警察の内部といたしましては、警察捜査にかかる事務が別にございまして、こちらの事務で使う場合には公表できないということです。

事務登録簿に目的を入れ込んで備えておく、閲覧に供するというのを予定しております。

(小松委員)

行政棟については防犯だと思うので、特に知らせる必要はないと理解しております。

(管財課)

防犯カメラの作動中という表示につきましては、設置要綱の「4. 設置の表示」に「防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、『防犯カメラ作動中』と記載した表示板を提示することとなっております。

(小松委員)

提示することを妨げるつもりはないですが、提示しなくても構わないというのが私の理解です。

(管財課)

庁舎内に多く設置するものですから、全てを表示するというのはなかなか現実的ではないというふうに考えております。来庁者の動線上で、視認しやすい場所、正面玄関ですとか、駐車場棟とか、渡り廊下とか、駐車場の1階部分といったようなところに、数箇所程度そういう表示をしたいと考えております。

(県警察本部)

加えてよろしいでしょうか。警察のほうも訓令の第8条に、表示につきましては触れておりまして、「管理責任者は、施設管理カメラが設置されていることについて、撮影区域内の見やすい位置にその旨を表示するものとする」と、委員のご懸念はこの辺りではないかと思いますが、県庁舎と同様、カメラを設置することについては、一般の方に見ていただけるような方策はとっているということでございます。

(小林委員)

確認ですが、警察の諮問書には、「警察本部庁舎及び駐車場棟に施設管理カメラを設置し」というところに限定しているようですけれども、その後の運用に関する訓令案というものには、交番とかそれ以外の施設が書かれているのですが、今回は諮問どおりの場所だけだと理解してよろしいですか。

(県警察本部)

おっしゃるとおりでございます。今回、警察本部の新庁舎を建てるにあたって諮問を持ってまいりました。ただ現実には、交番や駐在所にも防犯のためのカメラについては付けてございまして、運用規程もそれぞれございます。ただ警察本部の庁舎であろうが、警察署であろうが、交番駐在所であろうが、警察施設には変わりがないので、それを統括した訓令にしようとしてございまして、わかりにくい話だったかもしれませんが、われわれが今日、諮問に持ってきたのは、警察本部の新庁舎に設置するカメラの諮問でございますが、規定自体は、警察の施設をすべからく統括するような、どこの施設であっても、この訓令を用いて適正に管理していこうというような趣旨でございます。

(小林委員)

わかりました。本質ではないので、参考でお聞きしたいのですが、交番のカメラはもう運用されているのでしょうか。

(県警察本部)

運用してございます。

(小林委員)

それは、やはり同じようにこういう諮問をされたということなのでしょうか。

(県警察本部)

そこは諮問はしてございません。先ほども、防犯目的というようなことがございました。交番でこれまで設置していたカメラについては、防犯あるいは犯罪捜査に資するという、いわゆる7号の考え方で整理しておりまして、そこは先ほども議論になったところでございますが、諮問自体はこれまで持ってきたことはございません。

(小林委員)

街頭の防犯カメラと同じ位置づけにされているということですか。

(県警察本部)

街頭の防犯カメラも同様です。

(小林委員)

ただ訓令上はまとめて作ったということですか。さっきの質問と関係するかもしれませんが、ちょっとややこしい感じですね。

理解しました。ありがとうございました。

(堀江会長)

行政棟、議会棟で合わせて97台と、これについて多すぎるじゃないかとか足りないんじゃないかとか、そういう議論はありましたか。

(管財課)

基本的には、費用の面と設置箇所の安全確保との兼ね合いになるかと考えておりまして、セキュリティレベルが変わる庁舎入口やエレベータホール、階段につきましては、庁舎自体が、勤務時間外の9時くらいまでは一般にも開放するところがございますものですから、少なくともそういったところには設置する必要があるのではないかとということで、必要最小限度、大分削ったところで、こういう台数になったところでございます。

(堀江会長)

削って 97 台。警察の台数というのも、削ってこの台数なんですか。

(県警察本部)

削ったといいますか、われわれも必要な箇所ということで、新庁舎にはセキュリティゲート、IC ゲートを作りまして、一般の方は一定の受付をきちんとしていただいたうえで入庁していただくようにしようと考えております。ですので、庁舎の中には通常は警察の職員だけということで、庁舎の中はエレベータホールとかそういうところしか付けていないんですけども、エントランスとか一般の方が溜まるようなそういう場所、あるいは外周等に、写すことができるような必要な数ということでこういうような整理をしたということでございます。

(小松委員)

参考までに、97 箇所のカメラというのは、どうやって監視をされるのでしょうか。一箇所監視されるのでしょうか。

(管財課)

行政棟につきましては、2 階に中央監視室、設置要綱の「5 . 画像の管理」で、庁舎の2 階に、庁舎の空調とか機械とか電気関係を集中的に管理する中央監視室というものを設けておりまして、そこに警備員が 24 時間常駐しまして、監視カメラの操作とか管理を行うと。それぞれのカメラをずっと見続けるというのは、なかなか困難な部分ではございますけれども、一定期間、保存期間内に何かあった場合には、保存したデータで、後追いにはなりませんけれども、事件、事故の防犯の対処につなげることとなります。

(小松委員)

97 個のスクリーンがあるというわけではないということですね。わかりました。

(堀江会長)

他にございませんか。

公共の場所で、防犯カメラが設置されていないところは現在ではないですよ。やむを得ないというのが普通だと思いますけど。

それでは、結論は、認められるか、認められないか、あるいは但し書きをつけるかということになりますけれども、いかがでしょうか。

(小林委員)

問題ないと思います。

(堀江会長)

事務局の方で何かございますか。

(事務局)

前回答申を参考に事務局で案を作らせていただきまして、会長にご判断を仰ぎたいと考えております。

(堀江会長)

認められるとしたうえで、参考意見を付すかどうかということについては、過去の例を参考にしてということであると。

前のでいうと「今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。」と、これに似たようなものを付けるということですかね。いかがですか。事務局の方に任せるといいですかね。

【異議なし】

(堀江会長)

それでは、議案の一つ目は、これで終了いたします。

(2) 諮問(制)第27・30～33号事案の審議

ア 概要説明

事務局から諮問事項及び条例の概要説明を行った。

イ 実施機関説明

実施機関から諮問事項について具体的に説明を行った。

ウ 実施機関質疑及び審議

(堀江会長)

それでは、審議に入ります。質問等をお願いします。

類型化ということで、諮問と答申という審議が省ければ、便利ではあるんでしょうね。例えば、教育庁が出してきているのは、何かというと、各学校を考えた場合に、小中学校とかが一つ一つ諮問するより一遍でできればと、警察の場合はどうですか、長崎署とか佐世保署とか、各警察署一つ一つから。県立大学も各校舎、シーボルト校と佐世保校と。大体は、問題の7条2項但し書きの8号で認められる場合になるのか。皆さん、いかがですか。

(小林委員)

類型に当たるかどうかを判断するのは誰になるんですか。

(県民センター)

それぞれの所管課になります。

(小林委員)

自分でいいと思えばいいということですか。

(県民センター)

諮問の内容にあっていないかというところの確認は、私どもの方でさせていただくんですけども、基本的にその判断をしていただくのは、それぞれの所管課になります。

(小林委員)

そうすると、審議会は、何か判断をする必要はなくなるという理解でよろしいでしょうか。

(県民センター)

今回、答申をいただいた内容の範囲内で設置をされる分については、運用状況の報告をさせていただいて、ご確認をいただきます。これと違う目的で、仮に設置するとなれば、それはもう一度、諮問をしていただいて、ご意見をいただく形になります。

(小松委員)

管理要領の内容については、規定等を見て判断をされるということですが、例えば、サイバーセキュリティの観点から申し上げますと、ネットワークにつながっていると、新しい攻撃が増えておりますので、一回作った管理要領が適切かどうかというのは、見直しをどんどんかけなければいけないという状況がありますので、この管理要領については、設置の時点で適切だとしても、見直しする機会が必要かなというふうに思います。実際、ネットワークにつなげてはいけないという規定になっているのかもしれないですが、ご存知のように攻撃の踏み台になっているというケースは沢山ありますので、ちょっとそこは気になるところです。

(県民センター)

今の小松委員のご意見でございますけれども、確かに情報セキュリティポリシーというものを県の方でも定めてございまして、今回の情報というものは、セキュリティポリシーに則りながら、情報資産として管理していくことになると思いますけど、一度作った管理要領が合わなくなった場合は、確かに修正の必要が出てまいります。そういったところを

含めまして、先ほど年に1回調査をしてということもございましたので、そういったものと合わせながら、管理要領の確認をしていくような仕組みの方も検討してまいりたいと思います。

(小松委員)

取得したデータとともに、カメラ自身がネットワークにつながっていると危険だということを懸念しております。よろしくをお願いします。

(堀江会長)

条例第7条第2項第8号をみると、「前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外からの収集について公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき」というのだから、包括的、典型的に審査会が通れば、後は実施機関が、必要性を認めるかどうかでやるということですね。だから、典型的、包括的に審査会が意見を出せるかということですね。一つ一つ出てくれば大体オーケーになるんでしょうから、その絞りというのを全部実施機関側に預けることでいいかどうか、そこに何か懸念することがあるかどうかという問題でしょうけれども。

(長尾委員)

実施要領の中身が大事になってくると思うのですが、実施要領の標準的なものというのはお作りになられているのでしょうか。

(県民センター)

「資料」というインデックスに「防犯カメラ設置運用要領(参考例)」がございます。これは、平成20年7月に策定された「長崎県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の中で示されたものになりますが、こちらを参考に整備することになるものと思われます。ただし、このガイドラインは県の施設に限らず、民間事業者が設置するものも広く対象にした要領であり、県が保有する個人情報の取扱いについては民間より制限が加わっておりますので、個人情報保護条例における保護措置の規定を加味しながら、各設置者において管理要領の整備を図っていただくように考えております。

(堀江会長)

類型で認めた場合の事後的なチェックというのは、設置したところがどこに報告するんですか。

(県民センター)

県民センターの方に、

(堀江会長)

県民センターの方に全部報告が集まると。

県民センターがその運用とかをチェックすることになるわけですか。

(県民センター)

審査会の方に年に1回定期的に報告をするというような形で、そのためのチェックを県民センターの方で実施したいというふうに考えております。

(小林委員)

行き過ぎたというときには、審査会の方でもチェックができるわけですか。

(県民センター)

例えば、管理要領がきちんと定められていないということであつたりですとか、今回諮問させていただきました項目について、不備がございましたら、それはご意見としていただくということになりますし、この仕組みを所管している県民センターとしても、所管課の方に随時相談にのって、指導なりをしていく形になろうかと思ひます。

(堀江会長)

これを認めるか、認めないか、どうしますか。

(小松委員)

私の意見は、防犯カメラ設置運用要領をさらに厳密にしたものを作り、この運用要領と実際の運用要領との比較がきちんとチェックができる仕組みを作っただけならば、私は類型化しても構わないという意見です。

(堀江会長)

今のご意見は、さっき説明のあつたガイドラインのでは不十分だということでしょうか。

(小松委員)

あまりにも簡単すぎるかなと思ひました。

(堀江会長)

これは、参考例として挙げていただけであつて、実際にこれを運用の際に使うというのではないでしょう。

(県民センター)

各設置者ごとに管理要領を作ってください。

(堀江会長)

過去にあったものにこういう例がありますよという、

(小松委員)

運用要領のチェックをするわけですよ。その基準をきちんと決めていただければいいという意見ですが。

(小林委員)

そうすると、県民センターが責任を負うことになると思うんですよ。チェックをするということになると。私のさっきの理解は、あくまでも、実施主体の責任であるという理解なのですけれども、

(小松委員)

確認は県民センターがされるわけですよ。

(小林委員)

多分、県民センターは報告を受けて、この(1)から(5)までがどうなっているかエクセルに入れるだけだと思うんですよ。それを年1回報告されて、問題かどうかを判断するのは、というか意見をいうのは、われわれだと思うんですよ。県民センターは単に情報を取りまとめて、われわれに提示するだけであって、チェック機能はないという理解ですけれども。逆に、そこにチェック機能を設けることは、それはそれで大きな話になってくるのかなという気が私はしますけど。

(小松委員)

運用要領があることっていうだけで、

(堀江会長)

運用要領は作るんですか。今、小松委員から言われて、ただ過去にこういうガイドラインがあるということで参考でついてたわけですが、小松委員はどう考えておられますか、それがないとダメだということですか。

(小松委員)

各実施機関が作られるということですよ。その作るためのものがこのガイドラインだというふうに理解していて、では、もうちょっとこのガイドラインを精査した方がいいか

など。

(堀江会長)

各実施機関が作ることになるんですか。

(小林委員)

例えば、今日の県警さんの庁舎のやつだと、訓令ってやつでしょう。これが実施要領でしょう。これは、各実施機関が作るんですよ。ここは変わってくるんです、内容が。今まで個別にすれば、われわれがみれるので、コメントができるんですね。だけど、こういうのができなくなる。細かいのは見えなくなってしまうので、小松先生がおっしゃったのは、じゃあ、誰がチェックするの、県民センターがチェックするんですね。だけど、それは、私は、県民センターがチェックできる機能はないというか、権限はないと思っているので、責任は取れないと思っているんですよ。だから、そのどっちかちょっと議論しないといけないかなという気がします。

なので、私の理解は、県民センターはチェック機能というか責任は取らずに、あくまでも、実施機関が、今回規定した類型に当てはまると自分で判断して、ちゃんと自分で責任持って実施要領を作って、何か問題があって責任を取るの、実施機関が責任を取ってもらう。で、われわれは、運用状況を定期的に年に1回チェックするだけの機能です。そういう位置付けだと私は理解しているので、さっきの小松先生のいったことをしなきゃいけないということになると、それはそれでちゃんと考えないといけないかなと思います。多分、県民センターさんはそれをやるとはいえないんじゃないですか。やりますというんだったら、それはそれでいいかもしれませんが。いかがでしょうか。

(県民センター)

基本的に、ご判断いただくのは、それぞれの設置する所管課で、それぞれの事情に応じて、設置、管理体制等作られますので、その際には、当然、監視カメラの運営要領というのがあるんですけども、先ほど申しました、情報資産の管理についてというふうな、別途セキュリティポリシーや基本要領がございますので、そういったものに則ったもので、やはりご判断いただいて作っていただくことになるかと思えます。その内容につきまして、先ほど申しましたように審査会の方にご報告をするような形で、安定した運営がきちとなされているのかということ、継続してやっていきたいというふうに考えております。

(堀江会長)

小林先生のお考えだと、この運用要領というのは各実施機関が作って、そして、運用もやって、何か弊害があった場合の責任は実施機関が取るということで、本日のことでいく

と、そういうリスクは実施機関が負うということで、これは認めるということでしょうか。逆に、小松委員は、運営要領がまだ出てきていないから、今日は反対だということになるのでしょうか。それとも、運営要領を作る、

(小松委員)

運営要領の例としてついているんですけども、運営要領のガイドラインとか、テンプレートとか、そういう一定のもの、運営要領を実施機関が作れるような仕組みがあれば、いいんじゃないかと。

(堀江会長)

そうすると、認める、但し、こういうものをきちっと作りなさいと、そういう趣旨になるんですか。

(小松委員)

はい、そうですね。

(堀江会長)

それぞれの実施機関が運営要領を作ることに关しては、県立大学まで含めて、それぞれ大筋の了解事項なんですか。

(県民センター)

諮問の内容が一応、そういう形で、管理要領を作るということで、こちらの方に諮問しておりますので、その分について、それぞれの機関が作るということについては、それぞれが認識をしながら出している諮問にはなりません。ただ中身についてはまだ具体的なカメラの設置箇所等があるものではないので、具体的な要領のイメージが定まって出てきているものではまだございません。

(小林委員)

多分、今は管理要領があるかないかだけです、0か1なんです。だから、もし、もう少し厳密になるなら、管理要領チェックシートみたいなのがあって、ちゃんとこれが書かれているかどうかのチェックする項目があって、実施機関が自己チェックして、自己チェックした結果を提出してくるとか、例えば、やるなら、それくらいやるかなとか。0か1かだけで、「厳密に管理する」とか一言だけの管理要領でもあることにはなるじゃないですか。それをどこまでやればいいのか、私はちょっとよくわからない。なんともいえません。いいんですけども。

(県民センター)

モデル要領を作った方がいいというご意見ということでよろしゅうございますか。

(小林委員)

例えば、ひな形みたいなものがある、最低限、これを満足していて、あとそれをもとに、各実施機関がカスタマイズするみたいな。そうすると、ある程度、品質は保てますよね。それが今ないので、多分、小松先生はすごく不安に思っておられるのではないかなという気がします。

(堀江会長)

参考例として挙げたものでは不十分だと小松先生は思っておられるんでしょう。

(小松委員)

ちょっと簡素ですね。

(県民センター)

先ほどのモデル要領ですが、平成 20 年にできたということもありまして、少し時間もたってますので、最近の情報資産の状況等も含めたところと、現実に、先にご審議いただいた実際に設置をされている監視カメラ等の管理要領等も参考にしながら、ひな形のような一案というのを考えまして、他の実施機関の方にも、話をしておくような形で、今後、運用していくというふうなことでよろしいでしょうか。

(武藤委員)

小林先生がおっしゃったように、ある程度、最低限こういうことはやってくださいというのを入れたうえで、それを各実施機関で付加的に追加するのは構わないですけど、作った方がいいのかなと。

(堀江会長)

例えば、今日、認めるとして、先ほどの議題 1 のところでも、但し書きとして入れると。そのところに、各実施機関が運用要領をきちっと定めてそれを順守するような形でみたいな、そういうふうなことを注釈書きみたいなを入れて、今日、議決してしまうかどうかなんですけどね。

(長尾委員)

それで私はいいと思います。

(堀江会長)

小松委員、そういうことでよろしいですか。

(小松委員)

はい。

(堀江会長)

では、その注釈については、先ほどは事務局にお任せするといったんですけども、事務局といっても、私も入ることになるのしょうけど、そこら辺は、事前に、小松委員、これを入れてほしいとか

(小松委員)

皆さんがおっしゃったように、防犯カメラ設置運用要領をきちんと決めることという趣旨の内容でいいと思います。

(堀江会長)

そういうふうなところで、認めるという形でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(堀江会長)

では、そういうことにしたいと思います。

以上で、議題2の審議を終了します。

議題3の議事内容は非公表

8. その他

(1)次回(第77回)の予定

日時:8月28日(月)午前10時~正午まで

内容:諮問(不)第16・17号事案の審議

(2)次々回以降の予定

(第78回)

日時:9月12日(火)午後1時30分~午後3時30分まで

(第79回)

日時：10月4日(水)午前10時～正午まで

(第80回)

日時：10月16日(月)午前10時～正午まで